

社会福祉法人まちむとう福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規程に基づき、役員の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価としてはらわれるものである。

(理事会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費による。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会以外で法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況について指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表2に掲げる報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 宿泊費は、実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員については、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 この規定を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 10月 19日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 (1 回)
理事会出席報酬等	5,000 円
理事業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円

別表 2

報酬 1 日	宿泊費	旅 費 実 費	その他経費 実 費
5,000 円	5,000 円		